

昭和村告示第 9 8 号

令和 8 年 5 月 1 8 日付け昭和村告示第 7 6 号により告示した昭和農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告する。

なお、同法第13条第 4 項において準用する同法第12条第 2 項の規定により、当該変更後の計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

昭 和 村 長      高橋   幸一郎



1    昭和農業振興地域整備計画変更書の縦覧場所

昭和村役場    利根郡昭和村大字糸井388番地

2    農業振興地域整備計画変更書の縦覧

令和 8 年 7 月 3 1 日以後、常時備え置いてあります。